高岡地区広域圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則

平成19年3月29日規則第3号

(趣旨)

- 第1条 この規則は、高岡地区広域圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例(平成19年高岡地区 広域圏事務組合条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (会長)
- 第2条 高岡地区広域圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。 (会議)
- 第3条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 審査会は、会長及び2人以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (提出資料等の閲覧)
- 第4条 条例第5条第1項に規定する閲覧を求める者は、審査会提出資料等閲覧申出書(様式第1号) を審査会に提出するものとする。
- 2 審査会は、前項の規定により審査会提出資料等閲覧申出書が提出されたときは、速やかに当該閲覧を認めるか否かを決定し、審査会提出資料等閲覧承認通知書(様式第2号)、審査会提出資料等閲覧 一部承認通知書(様式第3号)又は審査会提出資料等閲覧不承認通知書(様式第4号)により、当該 閲覧申出書を提出した者に通知するものとする。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(浦川)

第6条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

審查会提出資料等閲覧申出書

年 月 日

高岡地区広域圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会会長 あて

氏 名 法人その他の団体に あっては、その名称及 び代表者の氏名	
住所又は居所 法人その他の団体に あっては、主たる事務 所の所在地	(郵便番号) 電話番号
連絡 先 法人その他の団体に あっては、担当者の氏 名及び連絡先	電話番号

高岡地区広域圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例第5条第1項の規定により、次のとおり高岡地区広域圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めます。

閲覧を求める意見書又は資 料の件名又は内容

備考 「連絡先」の欄は、閲覧申出者の「住所又は居所」の欄に記載した事項と一致する場合 は、記入する必要はありません。

様式第2号(第4条関係)

審查会提出資料等閲覧承認通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

高岡地区広域圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会会長「印

年 月 日付けで求めがあった審査会提出資料等の閲覧については、次のとおり認めることとしたので通知します。

提出資料等の は内容)件名又									
閲覧の日時及び場所	Ш	時	年	月	目	午前午後	時	分		
	場	所	電話番号			内線				
備	考									

- (注) 1 資料等の閲覧の際には、この通知書を係員に提示してください。
 - 2 指定された閲覧の日時に支障があるときは、あらかじめその旨を情報公開・個人情報 保護審査会担当に電話等で御連絡ください。

情報公開‧個人情報保護審査会担当 電話番号

様式第3号(第4条関係)

審查会提出資料等閲覧一部承認通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

高岡地区広域圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会会長「印

年 月 日付けで求めがあった審査会提出資料等の閲覧については、次のとおり一部を認めることとしたので通知します。

資料等の件名又は内容	
	(承認しない部分の概要)
承認しない部分及び理由	(理由)
閲覧の日時及び場所	日時 年月日 年分 午後
	場 所 電話番号 内線
備考	

- (注) 1 資料等の閲覧の際には、この通知書を係員に提示してください。
 - 2 指定された閲覧の日時に支障があるときは、あらかじめその旨を情報公開・個人情報 保護審査会担当に電話等で御連絡ください。

情報公開·個人情報保護審査会担当 電話番号

様式第4号(第4条関係)

審查会提出資料等閲覧不承認通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

高岡地区広域圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会会長 印

年 月 日付けで求めがあった審査会提出資料等の閲覧については、次のとおり認めないこととしたので通知します。

資料等の件名又は内容	
不承認の理由	
備考	